

④ 緊急時対応サービス

緊急時対応サービスは、住戸内に設置された緊急通報装置により、24時間、万一の場合に備えるシステムです。(有料)

事故や急病等の場合に、緊急通報装置本体の押しボタン又はトイレ、浴室、個室(1室)に設置されている押しボタンを押すと、UR都市機構が提携する民間事業者に通報され、スタッフが駆けつけるなどの対応を行います。

なお、ご希望に応じて、住戸内に設置された生活リズムセンサーが異常を感じて自動的に通報する安否確認サービスも、併せてご利用いただくことができます。(センサーの設置費用及びサービスの利用料金は別途ご負担いただきます。)

※ 緊急時対応サービスの契約は、UR都市機構の高齢者向け優良賃貸住宅の入居条件となっており、当該サービスの契約締結は、入居者の方ご自身と提携民間事業者との間で直接行っていただきます。

(4) 高齢者等向け特別設備改善住宅

申込本人もしくは同居する親族の中に高齢者(満60歳以上)等が含まれている世帯に対し、高齢者等向け対象団地において、高齢者等向けの住宅として、次のような改善を進めています。

① 1階等に存する住宅の空家を対象とした設備の改善(設備概要是79ページをご覧ください。)

- イ 台所(コンロ台の高さの改善)
- ロ 浴室(浴槽と洗い場の段差の緩和、手すりの設置等)
- ハ 便所(暖房便座用コンセントの設置、手すりの設置)
- 二 連絡通報システムの整備(インターホンおよび連絡通報用設備の設置)

高齢者等の方々のために住み替え等の相談コーナーを設置しています。詳しくは募集案内窓口までお問い合わせください。

(5) 車いす使用者対応住宅

車いすを使用する方向けに、高齢者等向けに指定された団地の一部において、車いす用昇降機の設置等を実施しています。

(6) 高齢者等巡回相談業務について

都市機構では、相談員が定期的に団地を巡回する「高齢者等巡回相談業務」を実施しています。これは、高齢居住者のサービス向上等を目的として、高齢者向け優良賃貸住宅(高優良賃貸住宅)への申込方法や家賃の一時払制度といった高齢者向けの制度に関する案内の他、住まいに関する様々な相談、質問にお答えしているものです。

高齢者等巡回相談は、月1回程度実施していますが、高齢者等が住宅管理センターに足を運ぶことなく相談を受けられるよう、集会所などで窓口を開設し、機構から現地管理業務を受託している財団法人住宅管理協会の職員が応対しています。

相談をご希望の方は、最寄りの住宅管理センターへお問い合わせください。

(6) 高齢者等向け特別設備改善住宅

申込本人もしくは同居する親族の中に高齢者（満60歳以上）等が含まれている世帯に対し、高齢者等向け対象団地において、高齢者等向けの住宅として、次のような改善を進めています。

① 1階等に存する住宅の空家を対象とした設備の改善（設備概要は80ページをご覧ください。）

- イ 台所（コンロ台の高さの改善）
- 浴室（浴槽と洗い場の段差の緩和、手すりの設置等）
- ハ 便所（暖房便座用コンセントの設置、手すりの設置）
- ニ 連絡通報システムの整備（インターホンおよび連絡通報用設備の設置）

高齢者等の方々のために住み替え等の相談コーナーを設置しています。詳しくは募集案内窓口までお問い合わせください。

(7) 住戸内（トイレ、浴室）への手すり設置について

高齢者（満60歳以上）等からの個別のご要望に応じて、住戸内（トイレ、浴室）に手すりを設置します（建物型式により設置できない住戸が一部にありますので、あらかじめご承知ください）。詳しくは、管理サービス事務所へお問い合わせください。

(8) 高齢者等巡回相談業務について

UR都市機構では、相談員が定期的に団地を巡回する「高齢者等巡回相談業務」を実施しています。これは、高齢者等の方々へのサービス向上等を目的として、高齢者向け優良賃貸住宅（高優良住宅）への申込方法や家賃の一時払制度といった高齢者向けの制度に関する案内の他、住まいに関する様々な相談、質問にお答えしているものです。

高齢者等巡回相談は、月1回程度実施していますが、住まいセンター等に足を運ぶことなく相談をしていただけるよう集会所などで窓口を開設しています。

相談をご希望の方は、最寄りの住まいセンター等へお問い合わせください。

